

公共事業労務費調査 事業者向け説明会

令和8年〇月〇日

1.公共事業労務費調査とは

● 調査の目的

公共工事の工事費の積算に用いる「**公共工事設計労務単価**」設定の**基礎資料**を得ることです。
具体的には、工事に従事する技能労働者の皆様の「**賃金**」を**都道府県別・職種別に調査**します。

● 調査の対象工事、対象月、対象労働者について

調査対象工事に従事する技能労働者の**10月の賃金**について、**積算で用いる51職種区分**に分類し、**都道府県別に集計**を行います。（**少数職種は9月の賃金も調査**することがあります）

対象となる工事とは？

- ・ 農林水産省
- ・ 国土交通省
- 等の**国（直轄）**
- ・ JRグループ7社
- ・ 独立行政法人
- ・ 特殊法人
- 等の**公的な機関**
- ・ 都道府県
- ・ 政令指定都市
- の**地方公共団体**

⇒などが**発注する工事！**

いつ調査？

- ・ 10月の賃金を調査

（少数職種に該当する労働者は9月の賃金を調査
（10月に対象工事に従事していない場合）

⇒基本は**10月**

誰を調査？

- ・ 調査時に対象工事に従事した**全ての建設技能労働者**が対象
- ・ 元請も協力会社も対象
- ・ 警備員も対象

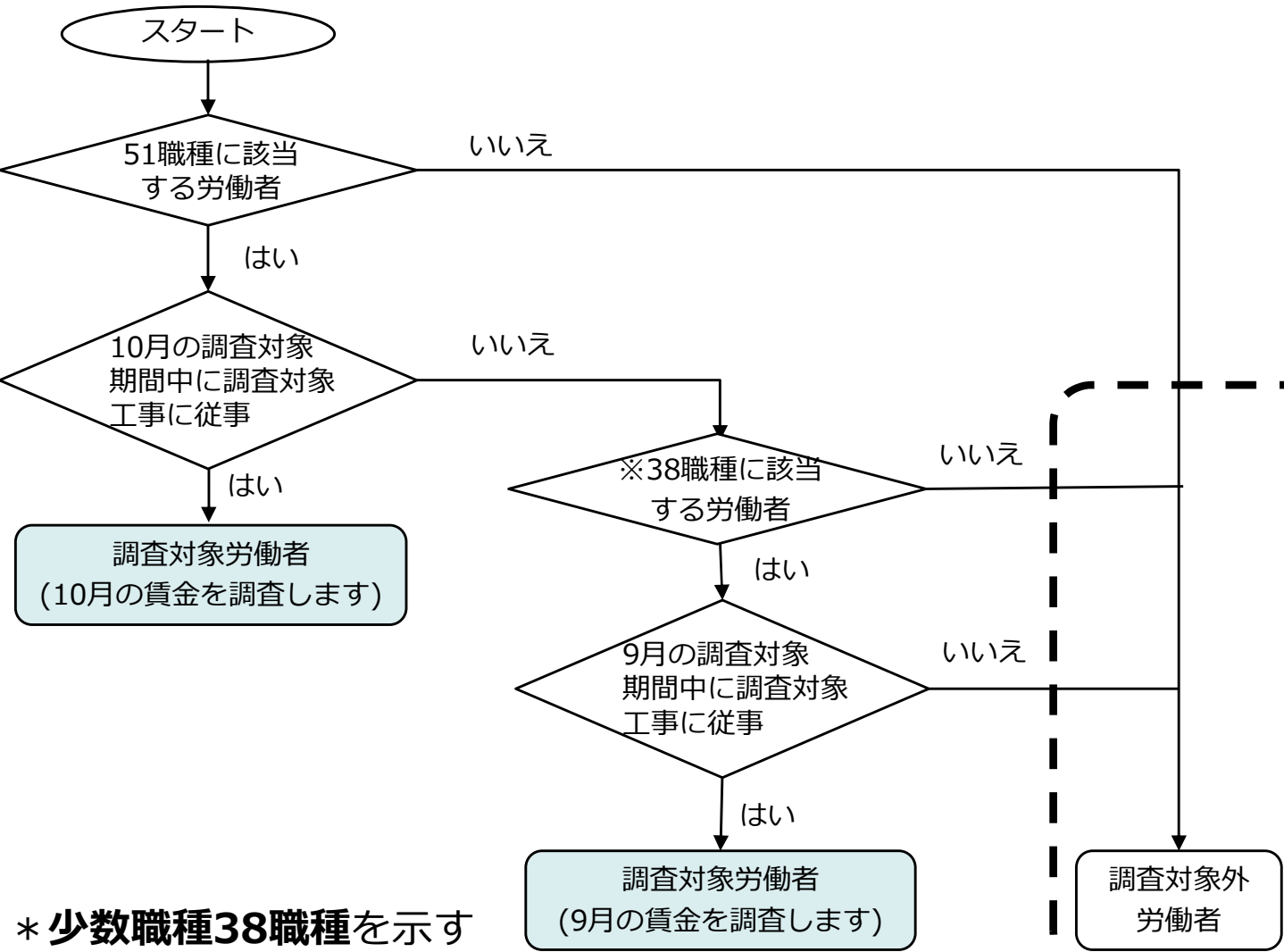
⇒**技能労働者**

2.職種一覧(調査対象職種51職種)

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水土	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

3. 調査対象労働者

- 調査対象労働者に該当するかの判断は以下のフローに従い確認をしてください。
- 現場技術者や事務員など現場で働く技能労働者以外の方は対象外となります。
- 見習い労働者・手元、技能実習生の方は労務費調査の対象外となりますので留意してください。
- 調査対象労働者は手引きや調査票の早見表等を参考に調査票を作成し、確認資料と共に提出をお願いいたします。



* 少数職種38職種を示す

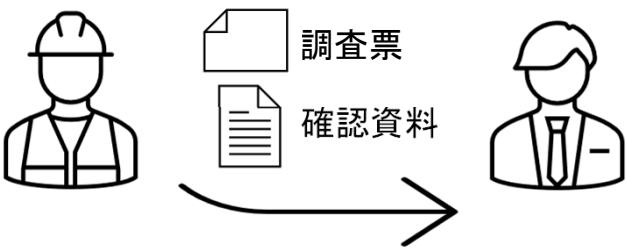
<労務費調査の対象となる労働者>		
調査対象職種（51職種）		
役員所得と労働者賃金を分離可能	賃金と経費を分離可能	普通作業員 軽作業員 トンネル作業員に該当
企業の役員	賃金と経費が分離不可能	見習い 手元 技能実習生
年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者		
オペ付きクレーンリースの運転手		
アスベストの除去作業に従事する労働者		
現場技術者や事務員		
<対象外となる労働者> 等		

4. 公共事業労務費調査の方式

- 公共事業労務費調査は**オンライン調査・書面調査・対面調査の3方式**があります。
 - 3方式の内、事務局では**双方の負担が少ないオンライン調査を推進**しております。
 - オンライン調査では、調査票の**作成から送付まで一気通貫で行うことが可能**となっております。
- ※オンライン調査の操作に関する資料は国交省HPにアップロードしておりますので、適宜ご確認ください。

オンライン調査	書面調査	対面調査
 ①調査対象企業が 必要資料をクラウド上にアップロード。 ②調査員がクラウド上で審査を実施。	 ①調査対象企業が 調査会場に必要資料を郵送。 ②調査員が郵送資料の審査を実施。	 ①調査対象企業が 必要資料を持参の上、調査会場に直接来場。 ②調査員が面接形式で審査を実施。

<調査票等の提出>



<調査票等の提出時の主な留意事項>

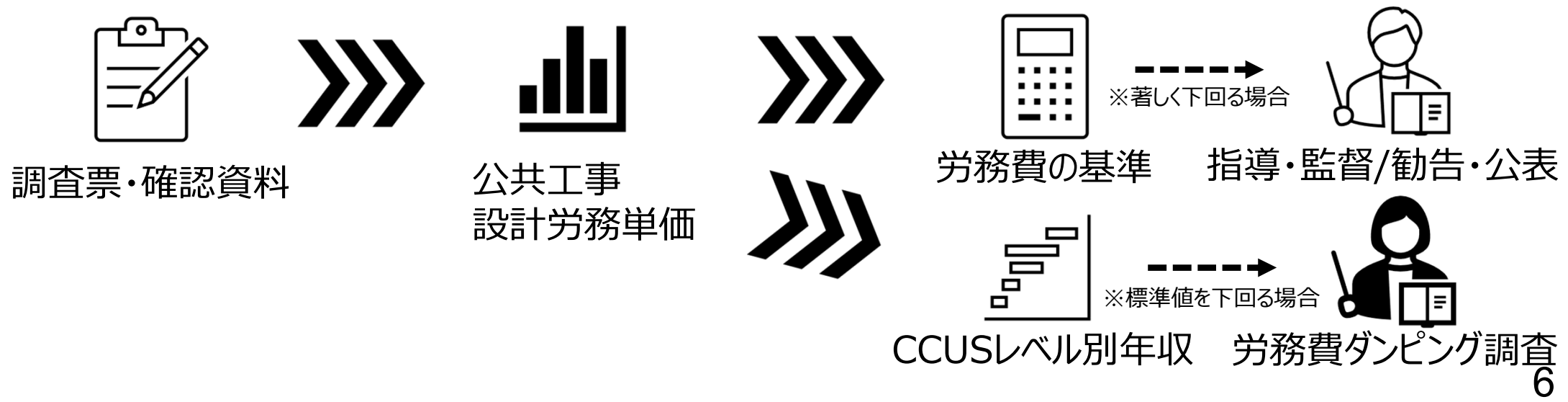
- 提出いただく書類は調査票、確認資料の大きく2つに分かれます。
※確認資料は賃金台帳、就業規則、雇用契約書等複数あります。提出漏れを防ぐため提出の前に、手引き2ページの「提出資料の直前チェックリスト」をご確認ください。
- 調査票はHPに掲載されております最新版を使用してください。
- 確認資料は氏名を黒塗りし、イニシャルに変更してください。

5. 労務費調査がみなさまにとって大切な理由

- 皆様が提出した調査票・確認資料を基に 4 7 都道府県・5 1 職種の単価が設定されます。
 - サンプル数が少なかったり、調査の精度がよくないと、適切な単価が設定できないことがございます。
 - 単価が設定できないと、適切な積算が不可能となり、皆さんの賃金に悪影響がでるおそれがあります。
- ※なお、『手当の記載漏れの提出書類』があると調査結果に手当が反映がされないため、
手当をもらった場合は手引きに則って必ず記載してください。

<適正な単価設定がもたらすメリット>

- 令和 7 年12月公共工事設計労務単価は「適正な労務費」の計算の基礎となる水準に位置づけ
- 「適正な労務費」を著しく下回る見積・契約締結は禁止され、指導・監督などの対象となりました。
- CCUSレベル別年収の標準値を下回る支払い状況の事業者は労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認。
⇒公共工事設計労務単価を水準とした賃金が皆様に行き渡るための環境が今年から新たに開始されました。



労務費調査に関するQ & A

労務費調査では、二次以降の協力会社の労働者や一人親方も調査の対象ですか？

民間工事にも従事している場合でも調査対象になりますか？

外国人材に関して、「技能実習」や「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は労務費調査の対象になりますか？

調査票に記入する労働者が事業主の親族である場合はどのような扱いになりますか？

猛暑手当は基準内手当に含まれますか？

対象となるためご協力ください！

調査対象工事となった場合、発注者と元請企業の契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載しております。

対象工事期間に対象工事に1日でも従事している場合は、民間発注工事の賃金も含めて調査の対象となります。

なりません。対象となる在留資格は就労に制限のない在留資格（「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」）、「特定活動」、「特定技能」のみです。

事業主の指揮命令に従っており、労働時間、賃金の設定基準等が親族以外の他の労働者と同様である場合は、労務費調査の対象となります。

手当の区分は名称によって判断せず、支給基準や支給実態で判断してください。詳細は手引きのP27へ←

（参考資料１）

○公共工事設計労務単価の概要

○令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○CCUSレベル別年収(令和8年4月改定)について

公共工事設計労務単価の概要

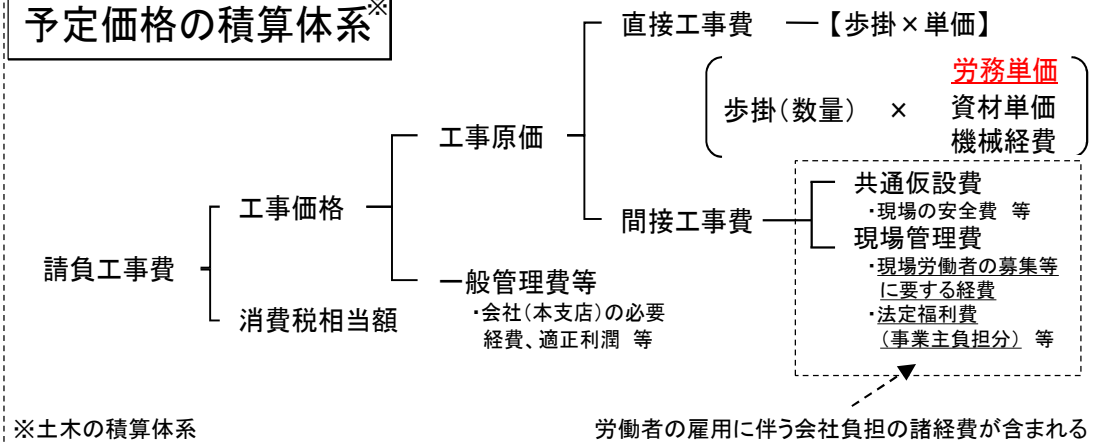
公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。

○留意事項:

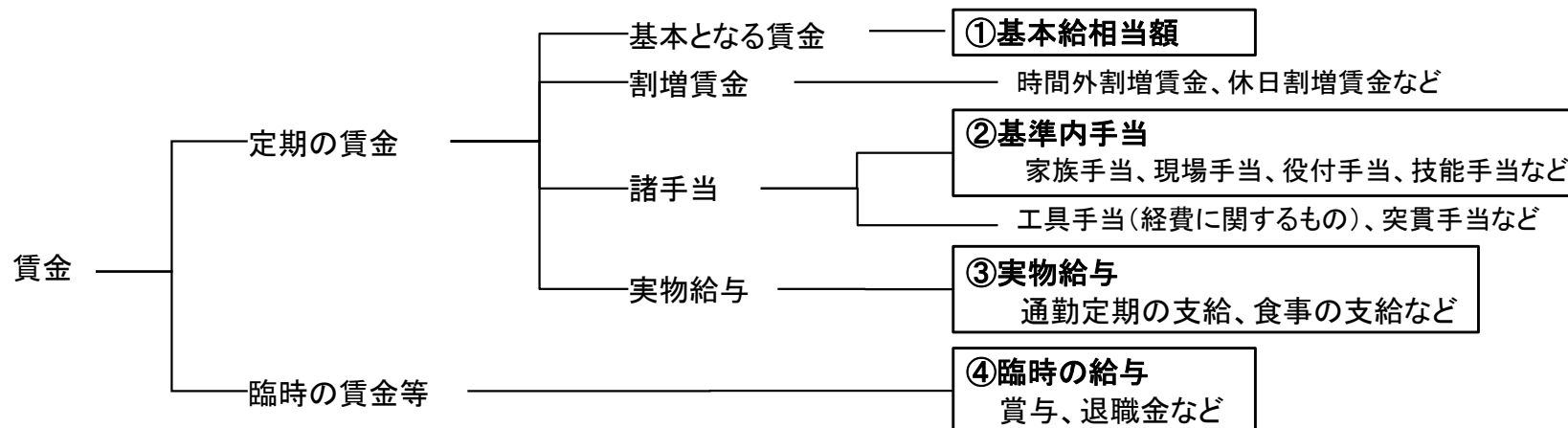
- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系※



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- ・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全 国

全 職 種 (**25,834円**) 令和7年3月比 ; **+4.5%**
主 要 1 2 職 種 ※ (**24,095円**) 令和7年3月比 ; **+4.2%**

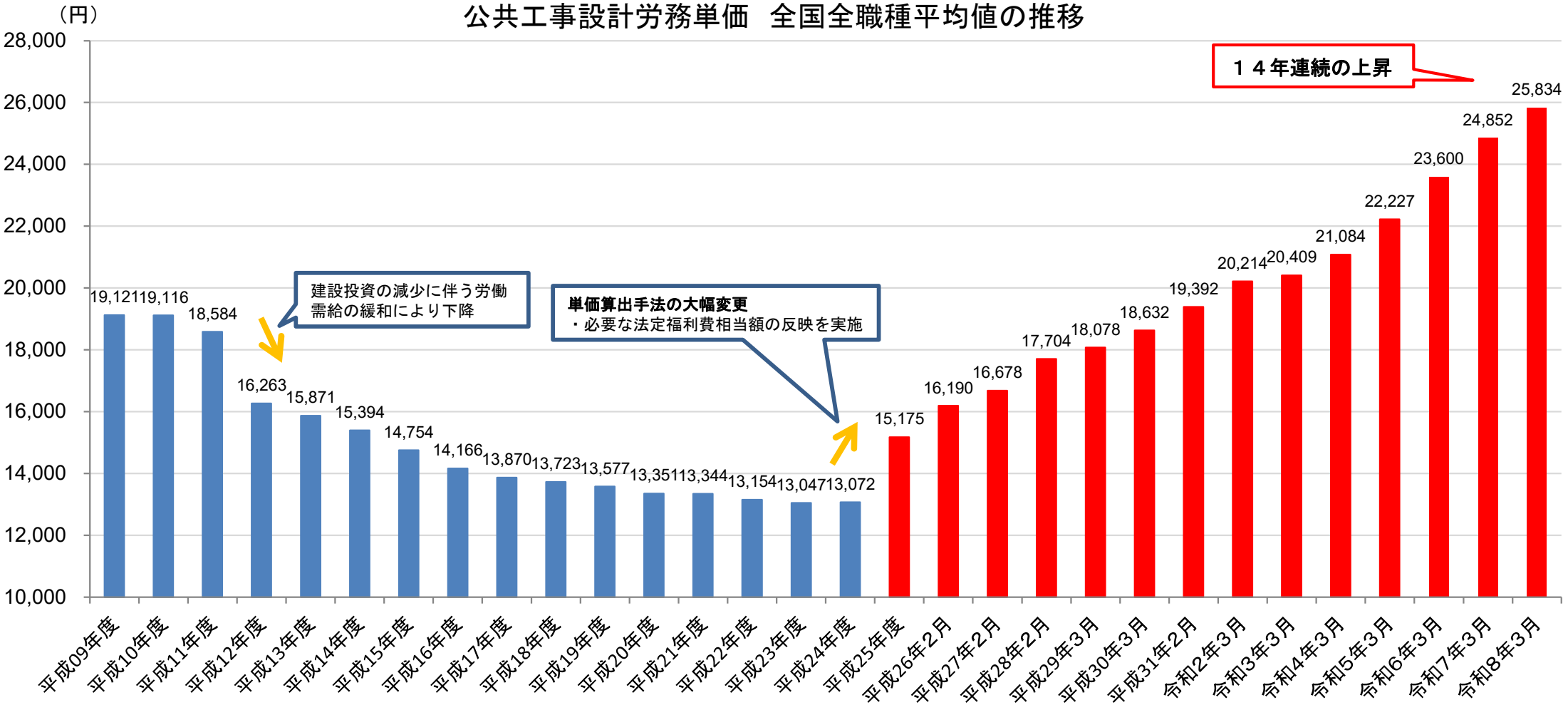
主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特 殊 作 業 員	28,111円	+4.3%	運 転 手 (一 般)	25,275円	+2.9%
普 通 作 業 員	23,605円	+3.0%	型 わ く 工	31,671円	+5.0%
軽 作 業 員	18,605円	+2.9%	大 工	30,331円	+3.1%
と び 工	30,780円	+4.0%	左 官	30,508円	+4.1%
鉄 筋 工	31,267円	+4.6%	交 通 誘 導 警 備 員 A	18,911円	+5.8%
運 転 手 (特 殊)	29,442円	+4.8%	交 通 誘 導 警 備 員 B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）					本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。				
	レベル1 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4 （単位：万円） （標準値～目標値）					
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上					
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上					
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上					
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上					
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上					
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上					
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上					
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上					
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上					
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上					
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上					
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上					

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

（参考資料2）

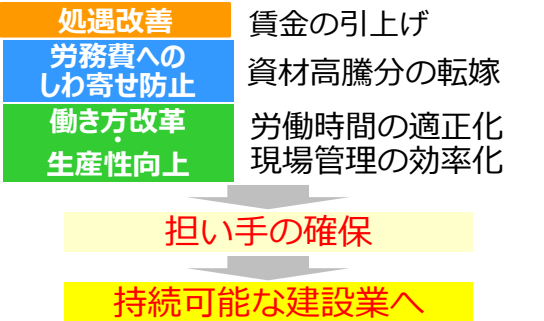
**令和7年12月に施行した「改正建設業法」に基づく
「労務費に関する基準」について**

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



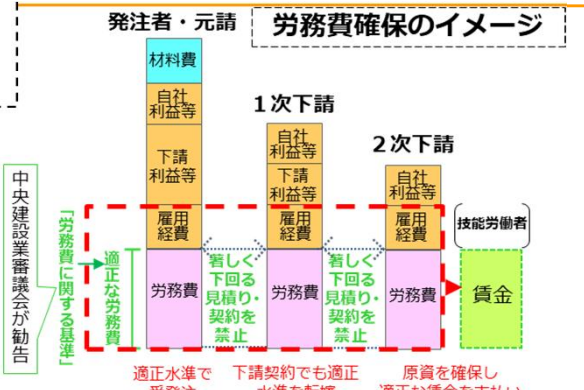
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された

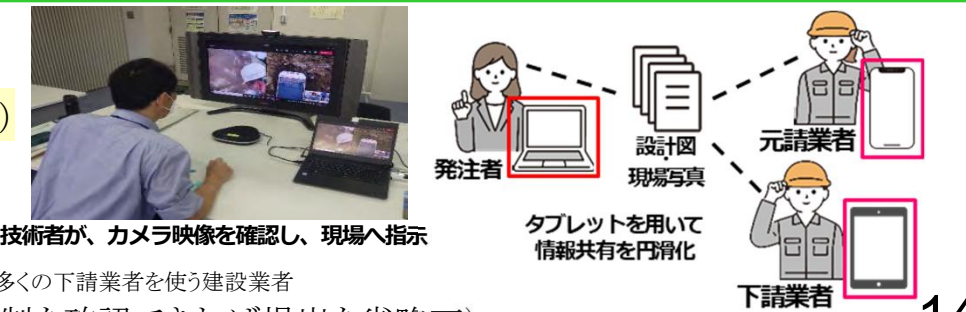


2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

第三次・担い手3法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）

- 建設業者に対し、労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法20条、19条の3）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。



これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において、適正な労務費を確保。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われるようにする。

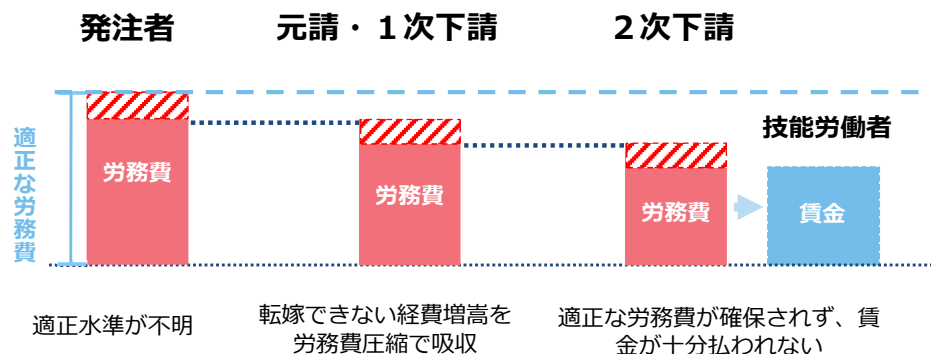
現状

目指す姿

R7.12実施

労務費確保のイメージ

建設工事請負契約に係る特有の課題

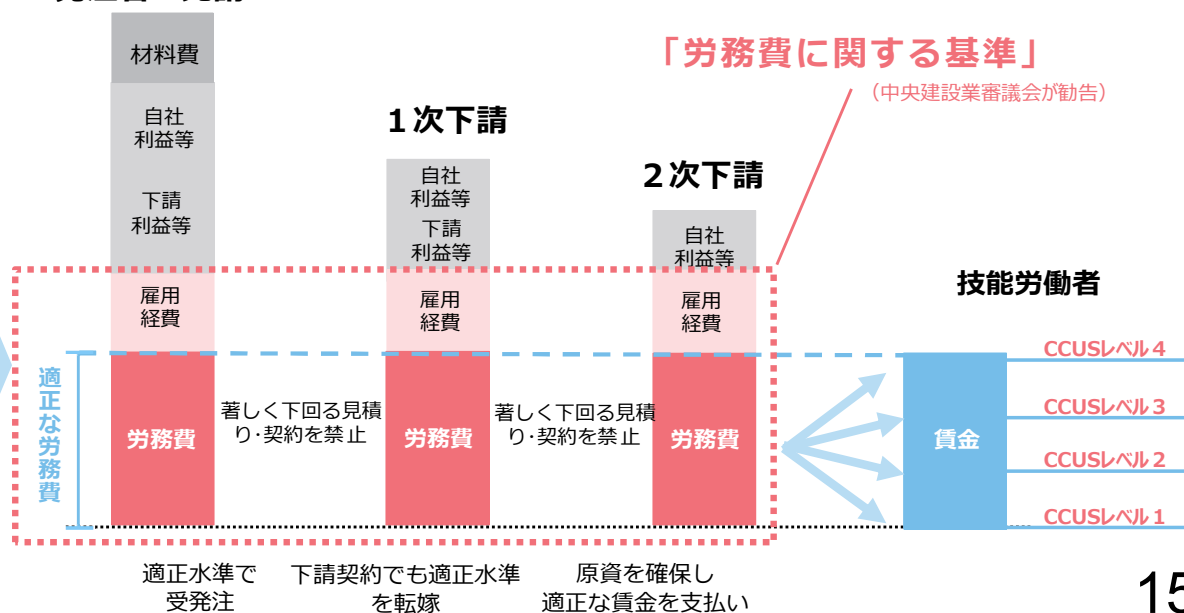


発注者・元請

1次下請

2次下請

技能労働者



- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「**通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）**」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、**公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引**段階の請負契約において確保され、**技能者に適正な賃金**が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費

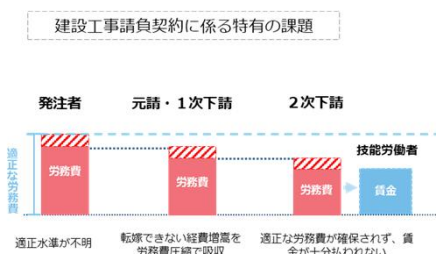
＝ 適正な労務費

$$\begin{aligned} &= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間} \\ &= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量} \end{aligned}$$

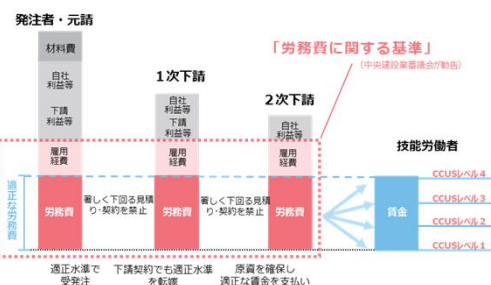
- ◆ 労務単価については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- ◆ 個々の請負契約における**適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値**を、「**労務単価×歩掛**」の「単位施工量当たり労務費」の形で「**基準値**」として公表。

労務費確保のイメージ

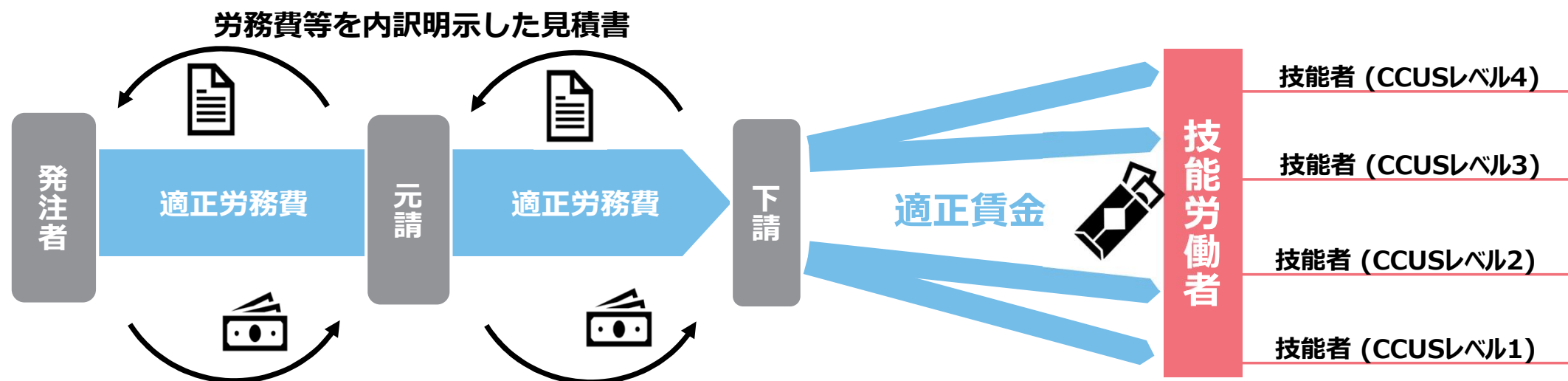
現状



目指す姿



- 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指す。



労務費等を内訳明示した
見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等
を通じ見積書における労務費等
の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする
企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する
優良事業者に見える化・
優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度
の導入

請負契約の注文者が、受注者
の適正な労務費・賃金支払い
を確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収
の支払い

技能者の技能・経験に応じた
設計労務単価水準の賃金として
CCUSレベル別年収を推進